

身体的拘束ゼロ宣言

「身体的拘束」とは—

患者様に必要な治療の継続や、安全確保が必要な場合に、やむを得ず一時的に、身体を自由を制限する行為です。

押川病院の方針として、令和8年4月から、患者様の人権を尊重し、身体的拘束ゼロを目指します。

- 1 病院長や看護部長を核心として、身体的拘束「0」を目指し、病院全体で取り組みます。
- 2 多職種で話し合い、患者様を第一とした医療のための共通認識を形成します。
- 3 患者様の生活リズムを大切に、身体的拘束を必要としない医療を実践します。
- 4 病院職員一丸となり、それぞれの患者様に合った治療環境・診療環境を整備します。
- 5 やむを得ず身体的拘束する場合は、常に代替案を考え、拘束3原則（「切迫性」「非代替性」「一時性」）に照らし合わせ、必要最小限かつ限定的とし、不必要となれば速やかに解除します。
- 6 十分なりハビリテーションを提供し、転倒防止を図ります。
- 7 年2回以上の職員研修を開催し、患者様の人権を尊重する意識の向上を図ります。
- 8 専門の委員会を毎月開催し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みや活動を継続していきます。



医療法人興生会 押川病院
病院長 押川 達巳